

議案第 2 2 号

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例

墨田区シルバーピア条例（平成 9 年墨田区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（整備基準）

第 3 条の 2 区は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮してシルバーピア及び共同施設（以下「シルバーピア等」という。）を整備するものとする。

2 区は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるようにシルバーピア等を整備するものとする。

3 区は、シルバーピア等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、シルバーピア等の整備に関する基準は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。

第 5 条第 1 項中「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条第 2 項第 5 号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改める。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「ことの」を「ことが」に改め、同項第 4 号中「令第 6 条第 5 項第 1 号に定める金額」を「月額 2 1 万 4 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「当該職員をして、当該使用申込者に面接させ、その」を「面接等の方法により、当該使用申込者の」に、「ことの」を「ことが」に、「させる」を「する」に

改め、同条第5項中「すべて」を「全て」に、「ことの」を「ことが」に改める。

第9条第1項第1号中「の連署する」を「が連署する」に改める。

第16条第1項中「シルバーピア及び共同施設」を「シルバーピア等」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第36条第1項第4号中「き損」を「毀損」に改める。

第38条第1項中「シルバーピア及び共同施設」を「シルバーピア等」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

公営住宅法の一部改正により公営住宅の整備基準及び入居収入基準について区の条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。